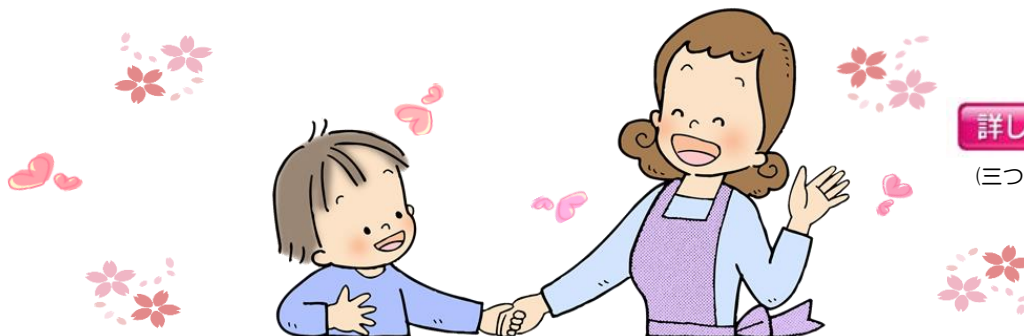


ファミリー・サポート・センター事業

「子育て中の困った時に」あなたの子育てを地域で応援します。



[詳しくはこちら](#)

(三つ折りリーフレット)

平成24年に「子育て支援のまち」を宣言したみやき町では、平成30年4月よりファミリー・サポート・センターを開設しました。この事業はみやき町社会福祉協議会が町から委託を受け運営しています。



お知らせ

- 令和2年度ファミリー・サポート提供会員養成講座



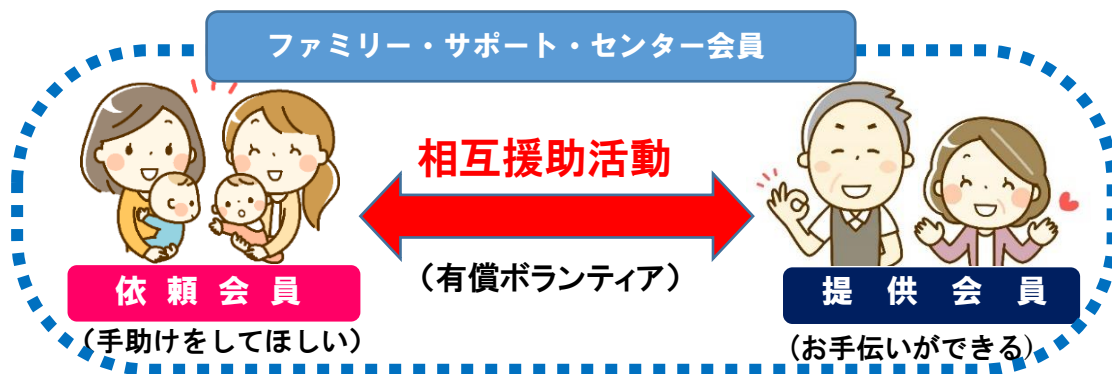
ファミサポ通信

こんにちはファミリー・サポート・センターです(社協だより)

- ファミサポ通信No.1
- 社協だより No.55 No.56 No.57 No.58 No.59
No.60 No.61

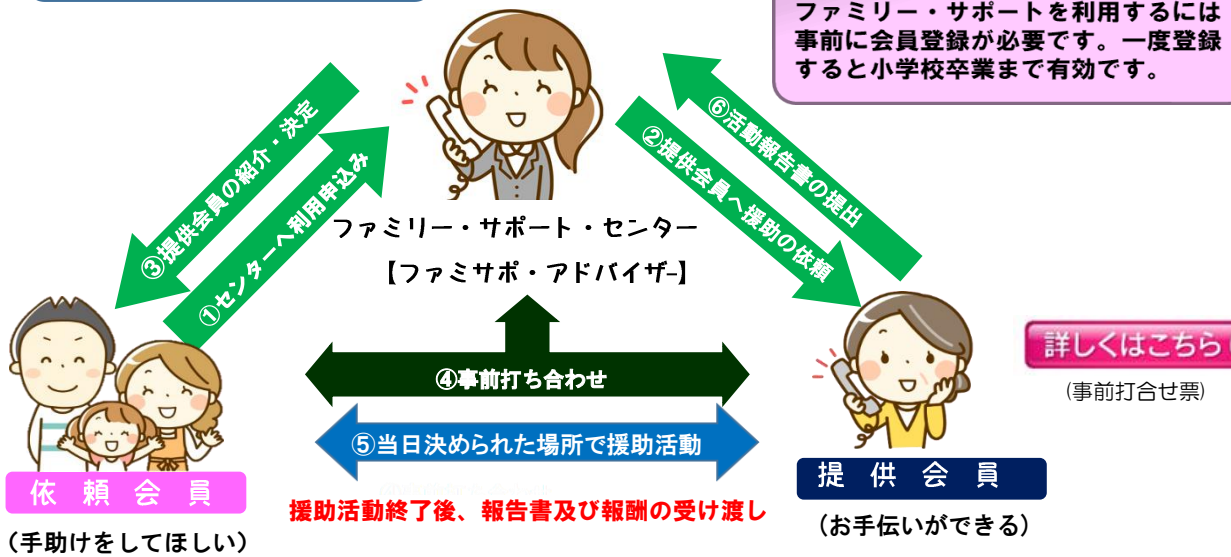
みやき町ファミリー・サポート・センターとは

『子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)』と、『子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)』がセンターに会員登録して一時的な子育てを助け合う**相互援助活動**であり有償ボランティア活動です。



センターは、**依頼会員**のニーズにあった**提供会員**を紹介し、条件にあった子育て支援ができるよう、**会員相互の育児支援をサポート**します。地域社会全体で助け合い「子育てしやすい環境・暮らしやすい地域づくり」を目指します。みやき町ファミリー・サポート・センターは「子育て中の困った時に」あなたの子育てを応援します。

援助活動のしくみ



★事前にセンターへの会員登録が必要

- ①センターへ利用申込み (依頼会員がセンターへ電話又はLINEをする)
- ②提供会員へ援助の依頼 (アドバイザーが提供会員へ打診)
- ③提供会員の紹介・決定 (提供会員がOKなら依頼会員にアドバイザーが連絡)
- ④事前打ち合わせ (初回のみ3者で援助内容打ち合わせをおこないます)
- 援助活動
- ⑤活動終了後、報酬受渡し
- ⑥活動報告書の提出

援助活動に至るまでには日数を要しますので、初回依頼は1~2週間余裕を持ってお願いします。

- ・提供会員は援助活動終了後、活動報告書を記入し依頼会員から確認印(サイン可)と報酬を直接受け取る。
- ・活動報告書は3枚複写になっているので、1枚は依頼会員に渡し、1枚はセンターに提出します。

会員の条件



依頼会員

- みやき町に居住、または町内に勤務している人
- 生後6か月から小学6年生までの子どもがいる人



提供会員

- みやき町が実施する講習会を受講・修了した人
- みやき町内に居住し、心身ともに健康で安全に子どもを預かれる人(20歳以上、性別は問いません)



両方会員

- 両会員の条件を満たしていれば提供会員・依頼会員のどちらにも登録できます。

援助の内容

こんな時ファミリー・サポート・センターを利用できます

- 保育施設の保育開始時間まで、または保育終了後に子どもを預ける。
- 児童クラブ終了後や学校の放課後に子どもを預ける。
- 保育施設や学校まで子どもの送り迎え。
- 学校行事、通院、冠婚葬祭等のとき子どもを預ける。
- リフレッシュしたいとき。
- その他、会員の育児に関して援助が必要なとき。



※ファミリー・サポート・センターで行われる援助は、軽易かつ短期的で補助的なものになります。

※急なサポート依頼に関しては対応しかねる場合があります。

※1歳未満のお子さんの預かりは最長3時間ぐらい（負担にならない程度）まででお願いします。

※子どもの宿泊及び病児・病後児の預かりは行っていません。

風邪やウイルス性の病気、下痢や咳がひどい場合、熱が37.5度以上でサポートは打ち切りとなります。

支援活動の時間と報酬

利用日時		基準額(提供会員報酬額)	町からの助成金
平日(月～金)7:00～19:00	1時間 当たり	600円	(200円)
平日の上記以外の時間 (土曜・日曜・祝日・12月29日から翌年1月3日)		700円	(200円)

※町助成金の対象は町内居住者のみ、申請は援助活動後1年以内有効

[詳しくはこちら](#) (利用料助成金申請兼領収書)

- ①報酬は支援活動が終了した都度、**依頼会員が提供会員に直接現金で支払うものとします。**
- ②同一世帯の複数の子どもを預けるときは、**2人目からは基準額の半額**とします。(提供会員が活動を受けた場合)
- ③支援時間が**1時間に満たない場合でも、1時間とみなして計算**します。
- ④支援時間が1時間を超える場合は、**1時間を超えた時間数を30分単位で計算**し、30分ごとに基準額の半額を加算します。30分に満たない時間については30分に切り上げて計算します。
- ⑤送迎活動は、基準額に**町内は基本100円プラス、町外は往復距離の10km超過から1km当り40円を加算**します。※送迎は基本町内です。町外は要相談

⑥支援活動が実施される前に取消された場合の報酬額（キャンセル料）は、次のとおりとします。

- 【1】 利用前日までの取り消し 無料
- 【2】 利用当日（予定時間前）まで 利用予定時間最初1時間の半額
- 【3】 利用当日無断（連絡なし） 利用予定時間の全額

※キャンセルの場合、依頼会員は提供会員とセンターに速やかに連絡をしてください。
※キャンセル料は速やかに依頼会員が提供会員に直接支払いをしてください。
※センター閉館後にキャンセルや日程変更があった場合は、翌日以降にセンターに連絡してください。

援助活動の場所

- 提供会員宅
- みやき町ファミリー・サポート・センター（ホラティヤセンター）や町の公共子育て支援施設（運営時間内）。
- 場合によってはお互いの同意のうえ、依頼会員宅での預かりも可

登 録

- 登録はみやき町ファミリー・サポート・センターで行います。
- 説明に多少時間がかかりますので、お電話で来場予約をお願いします。
- 登録には印鑑及び身分証明(居住地記載)できるものがが必要です。
- 提供会員に登録するには、町が実施する講習会を受講・修了する必要があります。

依頼会員への登録は、すぐに利用予定がない場合でも、登録しておく心安心です。

[詳しくはこちら](#)

(依頼会員登録様式)

[詳しくはこちら](#)

(提供会員登録様式)

ファミリー・サポート・センター補償保険

会員間での解決を基本としますが、会員相互の万が一の事故に備えて、センターでは補償保険に加入しています。「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」の3つの保険に一括加入します。（保険料は事務局が負担します。）

[詳しくはこちら](#)

その他

- ♪ みやき町ファミリー・サポートQ&A
- ♪ みやき町ファミリー・サポート援助活動安全チェックリスト
- ♪ みやき町ファミリー・サポート緊急時時間外対応
- ♪ 活動中の「ヒヤリ・ハット」「こんな時?」「メッセージ」
- ♪ みやき町避難場所一覧
- ♪ みやき町ファミリー・サポートLINE QRコード (会員のみ)

アクセス



お問い合わせ・お申込み先

みやき町ファミリー・サポート・センター

みやき町ボランティアセンター (みやき町社会福祉協議会)

〒849-0114 佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈 1988 番地

☎ (0942) 81-6432 Fax (0942) 81-6431

E-mail m-famisapo@miyaki-shakyo.jp

開設日時 平日(月~金) 午前8時30分~午後5時15分
(土・日・祝日・12月28日から1月3日は休み)



お問い合わせ